

# 宮城県文化芸術振興ビジョン（第2期）概要

## 第1章 第2期ビジョンの策定に当たって

- 第2期ビジョンの趣旨** 第1期ビジョンの取組状況や東日本大震災を踏まえ、引き続き文化芸術の振興を図るとともに、特に文化芸術の力による震災からの心の復興を力強く推進するため、第2期ビジョンを策定するもの。
- 第2期ビジョンの位置付け** 文化芸術の振興に関する基本的な方針及び総合的に展開すべき施策の方向性を示すもの（宮城県文化芸術振興条例第4条第1項）。
- 文化芸術の定義** 「文化芸術」を文化の中核をなす芸術及びその他の多様な文化を指すものと定義する。  
なお、ビジョンの対象とする文化芸術の範囲は、芸術、芸能、生活文化、伝統文化、文化財、街並み、景観、自然環境、地域産業、祭礼行事、建築・デザイン、思想等とする。
- 文化芸術を振興する意義**
  - 文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらす、豊かな人間性を養い、創造力や感性を育むなど、人が人らしく生きるための糧となるものである。
  - 文化芸術が生み出すコミュニケーションは、人と人とを結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人々が協働し、共生する地域社会の基盤となるものである。
  - 文化芸術が新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展を担う側面を持っているとともに、地域経済の発展に寄与する可能性を持っている。
  - 文化芸術の交流を通じて、国内外の地域と互いの文化芸術を理解し、尊重し、多様性を認め合うことは、平和の礎となり、相互理解の促進や地域の活性化につながるものである。

## 第2章 文化芸術に関する取組と課題

### 1 これまでの取組等

- (1) 第1期ビジョンでの取組
- 平成17年7月に第1期ビジョンを策定
  - ワークショップ体験参加型や人材育成など、ソフト面を中心とした施策を展開し、文化芸術に係わる層に厚みができた。
- 第1期ビジョンの施策体系

(1)子どものころから一人一人の創造性を育む環境づくり

  - イ 子どものころから文化芸術に触れる機会づくり
  - ロ 文化芸術活動の担い手の育成
  - ハ 新たな文化芸術の振興

(2)文化芸術による地域づくり

  - イ 地域文化の保存と活用
  - ロ 地域の文化資源を活用したまちづくり
  - ハ 文化芸術活動による地域づくり

(3)文化芸術で世界とつながる環境づくり

  - イ 文化芸術情報を発信する環境づくり
  - ロ 文化芸術交流のための環境づくり
- (2) 東日本大震災以降の取組の変化
- 国内外からの文化的支援活動などにより文化芸術の重要性・必要性が改めて認識されるとともに、被災地の文化芸術を国内外へ発信する機会が増加
  - 「文化芸術をの力」を心の復興・心のケアに活用すべく、アウトリーチやワークショップなどの事業を展開
- (3) 国の動向
- 平成27年5月「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」を策定
  - 平成24年6月「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行
  - 平成25年3月「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の告示

### 2 文化芸術に関する課題

- 課題1** 地域コミュニティの衰退と担い手不足による地域文化喪失の危機
- 課題2** 文化芸術活動を創造・発表・享受する機会の格差
- 課題3** 心のケアに対する文化芸術の果たす役割の増大
- 課題4** 文化芸術の持つ潜在的な力に対する認識不足

## 第3章 基本方針

### 1 基本目標

文化芸術の力で創造する  
みやぎの未来  
～ 心の復興を目指して ～

### 2 施策展開の基本方針

- 施策1 文化芸術の振興と継承 …【課題1】**  
多様な文化芸術の振興を図るため、県民が文化芸術に触れ、創造する機会の提供を充実する必要がある。また、文化芸術活動の担い手の技術向上や、担い手を支える団体等への支援により、本県の文化芸術の水準向上を図る必要がある。さらに、地域コミュニティの再生につながる郷土の伝統文化等を、地域固有の貴重な財産として次代に継承していく必要がある。
- 施策2 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり…【課題2】**  
地域的、身体的、社会的な状況にかかわらず文化芸術に触れ、携わる機会を阻害されないよう、だれもが主体的に文化芸術を創造・発表・享受できる環境を整備し、文化芸術による社会包摂が図られる施策を推進する必要がある。
- 施策3 文化芸術の持つ力の活用 …【課題3,4】**  
文化芸術は産業、観光、まちづくり、福祉など多様な分野への波及効果が期待されることから、文化芸術の持つ力の理解促進を図り、特色ある地域づくりや社会参画への貢献に役立てていく必要がある。

### 3 重点取組

文化芸術の力を活用した震災からの心の復興

文化芸術が持つ力を活用し、被災者の心の復興や生きる力の育成につながる取組について、施策間を横断して重点的に展開

### 4 ビジョンの期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

## 第4章 施策の実現に向けた推進項目

施策を実現するために、今後取り組むべき項目

施策	推進項目
1 文化芸術の振興と継承	(1) 文化芸術の振興 ① 県全体での文化芸術振興 ② 多様な文化芸術活動の振興 (2) 地域文化の振興と継承 ① 伝統文化、文化財の保存と継承 ② 「くらしの文化」の掘り起こしと継承 (3) 文化芸術活動の担い手の育成 ① 次世代育成支援 ② 芸術家、文化芸術団体等への活動支援 ③ 文化芸術活動を支える人材、団体の育成
2 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり	(1) 文化芸術に触れる機会づくり ① 文化芸術を創造・発表・享受する機会の充実 ② 学校教育における文化芸術活動の充実 ③ 青少年の文化芸術活動の充実 ④ 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実 ⑤ 文化施設等の充実及び活用 (2) 文化芸術情報の収集と発信 ① 文化芸術情報の発信力強化 ② 文化芸術団体等のネットワークづくりへの支援
3 文化芸術の持つ力の活用	(1) 社会課題等に対する文化芸術の活用 ① 文化芸術の力を活かした心のケア ② 文化芸術による社会参画への貢献 (2) 文化芸術による地域の活性化 ① 文化芸術の力を活かした地域づくりの推進 ② 文化芸術に関する産業、文化芸術を活かした観光の振興 ③ 文化芸術的景観の保護、創造と自然環境調和への配慮 (3) 国内外の文化芸術交流・連携の推進 ① 文化芸術をきっかけとする世代間・地域間交流の促進 ② 文化芸術による国際交流の推進

## 第5章 推進体制と進行管理

- 文化芸術振興審議会での審議、庁内関係各課との情報共有、県民の意向、文化振興基金の有効な活用により文化芸術振興施策を積極的に推進
- 国、市町村、NPO法人等民間団体、企業、高等学校・大学等の教育機関、県内外、文化芸術活動を担う個人及び団体との連携・協働
- 文化芸術に携わる各主体が、本県が目指す文化芸術振興の姿を共有しながら、それぞれの立場で役割を担い、施策を展開していくことを期待
- 文化芸術振興審議会等で、毎年、取組状況について検証し進行管理を行う。また、文化芸術を取り巻く状況を踏まえながら、随時、必要とされる取組について審議